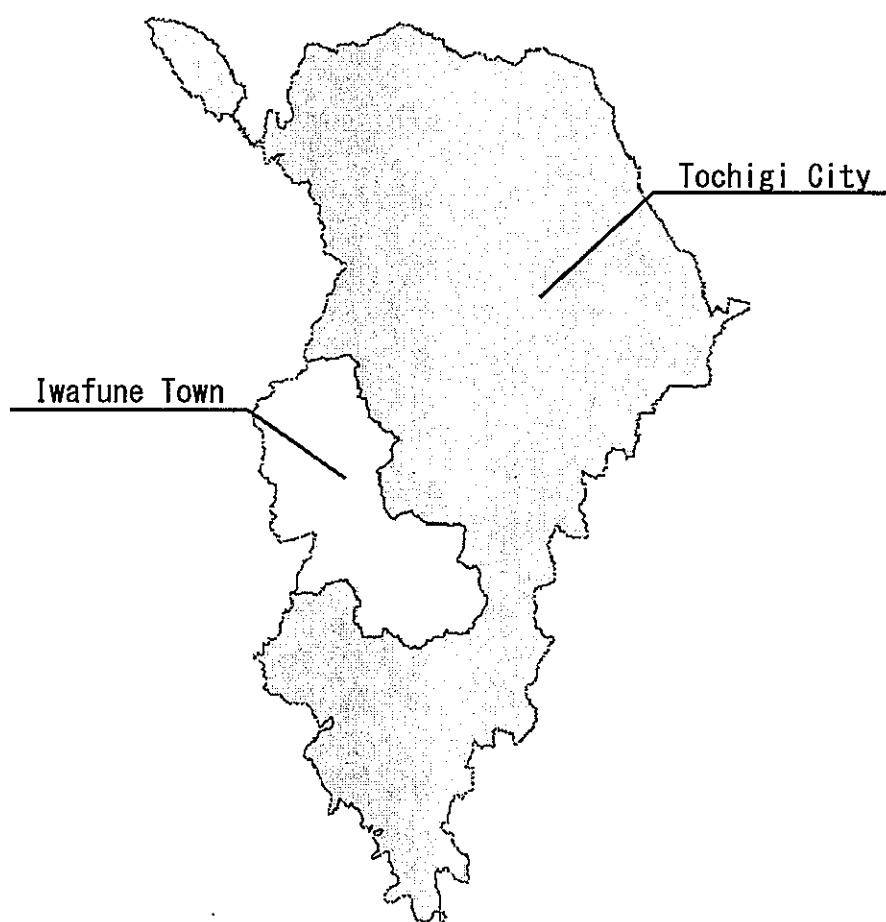


第8回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ②



日時：平成24年9月26日（水）午後2時00分

会場：岩舟町健康福祉センター 遊楽々館

目 次

(1) 協議事項

協議第 5 0 号 合併協定項目 2 5－9 保健衛生事業について・・・P 1

協議第 5 1 号 合併協定項目 2 5－1 2 児童福祉事業について・・・P 1 1

協議第 5 2 号 合併協定項目 2 5－1 3 保育事業について・・・P 2 6

協議第 5 3 号 合併協定項目 2 5－2 4 市町立学校の通学区域、学校名について・・・P 3 2

協議第 5 4 号 合併協定項目 2 5－2 5 学校教育事業について・・・P 3 9

協議第 6 号（継続協議－2）合併協定項目 2 6 合併市町村基本計画について
・・・P 4 9

5 その他

(1) 合併までのスケジュールについて・・・P 5 0

協議第 5 0 号

合併協定項目 2 5 － 9 保健衛生事業について

保健衛生事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 － 9 保健衛生事業
調整方針	1 予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 各種健(検)診については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-9 保健衛生事業	関係項目	1 予防接種
調整の方針	予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況	岩 舟 町	具体的な調整内容
○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による個別の予防接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。 【内容】 ①種類及び対象者 (1) BCG (生後3月～生後6月未満) ※やむを得ないと認められる場合は12月未満 (2) 三種混合 (生後3月～生後9月未満) (3) 二種混合 (11歳以上13歳未満：小学6年生時に接種) (4) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月に至るまでの間にある者) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学1年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで (5) 日本脳炎 ア 1期：H19年4月2日生まれ以降 (生後6月～生後9月)に至るまでの間にある者) イ 2期：9歳以上13歳未満の者 ウ 特例対象者：平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの者で20歳未満までの間にある者は、1期及び2期の不足回数分は定期接種 (6) 小児インフルエンザ (任意接種) (満1歳～就学前) 年度内2回 (7) ヒブワクチン (任意接種) (生後2か月～5歳未満)	○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による個別の予防接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。 【内容】 ①種類及び対象者 (1) BCG (生後3月～生後6月未満) ※やむを得ないと認められる場合は12月未満 (2) 三種混合 (生後3月～生後9月未満) (3) 二種混合 (11歳以上13歳未満：小学6年生時に接種) (4) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月に至るまでの間にある者) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学1年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで (5) 日本脳炎 ア 1期：H19年4月2日生まれ以降 (生後6月～生後9月)に至るまでの間にある者) イ 2期：9歳以上13歳未満の者 ウ 特例対象者：平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの者で20歳未満までの間にある者は、1期及び2期の不足回数分は定期接種 (6) 小児インフルエンザ (任意接種) (満1歳～就学前) 年度内2回 (7) ヒブワクチン (任意接種) (生後2か月～5歳未満)	○個別予防接種 感染症の予防と重症化の防止を図るとともに、接種機会の拡大やかかりつけ医による個別の予防接種を実施し、より安全な実施体制の確立と接種率の向上を図る。 【内容】 ①種類及び対象者 (1) BCG (生後3月～生後6月未満) ※やむを得ないと認められる場合は12月未満 (2) 三種混合 (生後3月～生後9月未満) (3) 二種混合 (11歳以上13歳未満：小学6年生時に接種) (4) 麻しん風しん混合及び麻しん・風しん ア 1期 (生後12月～生後24月に至るまでの間にある者) イ 2期 (5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者) ウ 3期 (中学1年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで エ 4期 (高校3年生に相当する年齢である者) 平成24年度まで (5) 日本脳炎 ア 1期：H19年4月2日生まれ以降 (生後6月～生後9月)に至るまでの間にある者) イ 2期：9歳以上13歳未満の者 ウ 特例対象者：平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの者で20歳未満までの間にある者は、1期及び2期の不足回数分は定期接種 (6) 小児インフルエンザ (任意接種) 未実施 (7) ヒブワクチン (任意接種) (生後2か月～5歳未満)	個別予防接種については、実施する任意接種や扶助費の支給に関し差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
(8) 小児用肺炎球菌ワクチン (任意接種) (生後2か月～5歳未満) (9) 子宮頸がん予防ワクチン (任意接種) (中学1年～中学3年、高校1年の4学年) (個別接種で3回) ※(7)～(9)については、平成25年4月から定期接種となる。 ②委託先及び実施場所：栃本市医師会 市内協力医療機関 61箇所 ③実施期間：通年 ④委託料 定期接種：生カシ5,000円、不活化カシ4,320円 (手技料のみ) 任意接種：小児インフル2,000円、ヒブ8,000円、小児肺炎10,500円、子宮頸がん予防17,000円 (手技料+ワクチン代) ⑤ワクチン 平成24年度は3社と契約 (入札により選定) (定期接種のみ) ⑥費用負担：自己負担なし ・小児インフルエンザ 市内協力医療機関にて2,000円を超えた分は自己負担 ⑦扶助費支給：市外の医療機関において予防接種を受けた者 (1) 三種混合 1件 6,000円 (2) 二種混合 1件 6,000円 (3) 麻しん風しん ・麻しん風しん混合 1件 10,500円 ・麻しん単独 1件 7,500円 ・風しん単独 1件 7,500円 (4) 日本脳炎 1件 7,500円 (5) BCG 1件 7,500円 (6) 小児インフルエンザ (任意接種) ・市内協力医療機関外 1件2,000円上限で扶助 (生活保護世帯に属する場合は1件あたり実費額を扶助) ・市内協力医療機関で受けた生活保護世帯に属する者 (1件あたり自己負担額を扶助) (7) ヒブワクチン 1件 8,000円 (8) 小児用肺炎球菌ワクチン 1件 10,500円 (9) 子宮頸がん予防ワクチン 1件 17,000円	(8) 小児用肺炎球菌ワクチン (任意接種) (生後2か月～5歳未満) (9) 子宮頸がん予防ワクチン (任意接種) (小学6年生) (個別接種で3回) ※(7)～(9)については、平成25年4月から定期接種となる。 ②実施場所：町内協力医療機関 10箇所 ③実施期間：通年 ④委託料 定期接種：生カシ5,000円、不活化カシ4,320円 (手技料のみ) 任意接種：ヒブ8,000円、小児肺炎10,500円、子宮頸がん予防17,000円 (手技料+ワクチン代) ⑤ワクチン 平成24年度は3社と契約 (入札により選定) (定期接種のみ) ⑥費用負担：自己負担なし ⑦扶助費支給：町外の医療機関において予防接種を受けた者 (1) 三種混合 1件 5,200円 (2) 二種混合 1件 5,200円 (3) 麻しん風しん ・麻しん風しん混合 1件 9,200円 ・麻しん単独 1件 6,600円 ・風しん単独 1件 6,600円 (4) 日本脳炎 1件 7,100円 (5) BCG 1件 7,100円 (6) 小児インフルエンザ (任意接種) 未実施 (7) ヒブワクチン 1件 8,000円 (8) 小児用肺炎球菌ワクチン 1件 10,500円 (9) 子宮頸がん予防ワクチン 1件 17,000円	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
※生ワクチンを使用し集団接種で実施しているポリオについては、平成24年9月の不活化ワクチンへの切り替えをもって個別接種とする予定であることから、以下に個別接種で実施する場合の予定内容を記載する。なお、これにより集団接種で実施する予防接種は当面ない。 §ポリオ ①対象者：生後3月～9月0月に至るまでの間にある者 ②委託先及び実施場所：栃木市医師会 市内協力医療機関 61箇所 ③実施期間：通年 ④委託料：4,320円（手技料のみ）となる見込み ⑤ワクチン 入札により業者選定 ⑥費用負担：自己負担なし ⑦扶助費支給：市外の医療機関において予防接種を受けた者 金額未定 ○高齢者インフルエンザ予防接種 二類疾病として個人の発病、重症化を防ぐことで疾病のまん延を予防する。 【内容】 ①接種方法：個別予防接種 ②対象者 (1)市内に住所を有する65歳以上の者 (2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（身体障害1級に相当する者） ③実施期間：10月1日～3月（予定） ④実施回数：1回 ⑤実施場所：市内協力医療機関（契約：栃木市医師会、個別医療機関） ⑥接種料金：4,200円のうち 自己負担額 1,000円 市負担額 3,200円 ⑦予防接種補助費支給（請求は接種した日から1年以内） (1)市外の医療機関において受けた者に、接種料金を支給 1件 3,200円 1件 4,500円（生活保護世帯に属する者） (2)市内医療機関において受けた次の者 1件 1,000円（生活保護世帯に属する者）	※生ワクチンを使用し集団接種で実施しているポリオについては、平成24年9月の不活化ワクチンへの切り替えをもって個別接種とする予定であることから、以下にポリオを個別接種で実施する場合の予定内容を記載する。なお、これにより集団接種で実施する予防接種は当面ない。 §ポリオ ①対象者：生後3月～9月0月に至るまでの間にある者 ②委託先及び実施場所：町内協力医療機関 10箇所 ③実施期間：通年 ④委託料：4,320円（手技料のみ）となる見込み ⑤ワクチン 入札により業者選定 ⑥費用負担：自己負担なし ⑦扶助費支給：町外の医療機関において予防接種を受けた者 金額未定 ○高齢者インフルエンザ予防接種 二類疾病として個人の発病、重症化を防ぐことで疾病のまん延を予防する。 【内容】 ①接種方法：個別予防接種 ②対象者 (1)町内に住所のある65歳以上の者 (2)60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若しくは、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある者（身体障害1級に相当する者） ③実施期間：10月1日～1月（予定） ④実施回数：1回 ⑤場所：町内協力医療機関 ⑥料金：4,200円のうち 自己負担額 1,000円 町負担額 3,200円 ⑦予防接種補助費支給（請求は接種した日の属する年度の末日まで） (1)町外の医療機関において受けた者に、接種料金を支給 1件 3,200円 1件 4,200円（生活保護世帯に属する者） (2)町内医療機関において受けた次の者 1件 1,000円（生活保護世帯に属する者）	高齢者インフルエンザ予防接種については、実施期間や扶助費の支給に差し異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○法定外予防接種 法定接種期間内に予防接種を受けることができなかった者に対し、接種機会を確保するため。 【内容】 ①種類及び対象者 (1) BCG (生後6月から1歳に至るまでの者) (2) 三種混合 (1期初回接種の1回目、2回目及び3回目それぞれ接種間隔が56日を超過した者) (3) 日本脳炎 (1期初回接種の1回目、2回目の接種間隔が28日を超過した者) (4) 日本脳炎 (平成7年4月2日から平成7年5月31日に生まれた者について、1期及び2期接種の不足回数分) ※平成23年度から平成26年度までの期間 ②接種方法 個別接種 (市内協力医療機関：栃木市医師会、個別医療機関と契約) ○東日本大震災の被災者に係る任意予防接種 東日本大震災による被災者が任意の予防接種を希望した場合に、市が行政措置としてその接種費用を助成するもの 【内容】 ①種類及び対象者 (1) ヒブワクチン (生後2月以上5歳未満の乳幼児) (2) 小児用肺炎球菌ワクチン (生後2月以上5歳未満の乳幼児) (3) 子宮頸がん予防ワクチン (中学1年生から高校1年生までの4学年) (4) 小児インフルエンザ (満1歳以上小学校就学前の小児) ②接種方法 個別接種 (市内協力医療機関：栃木市医師会、個別医療機関と契約) ③助成金の額 (1) ヒブワクチン 1人1回につき8,000円 (2) 小児用肺炎球菌ワクチン 1人1回につき10,500円 (3) 子宮頸がん予防ワクチン 1人1回につき17,000円 (4) 小児インフルエンザ 1人1回につき2,000円 (年度内2回まで)	○法定外予防接種 法定接種期間内に予防接種を受けることができなかった者に対し、接種機会を確保するため。 【内容】 ①種類及び対象者 (1) BCG (生後6月から1歳に至るまでの者) (2) 三種混合 (1期初回接種の1回目、2回目及び3回目それぞれ接種間隔が56日を超過した者) (3) 日本脳炎 (1期初回接種の1回目、2回目の接種間隔が28日を超過した者) ②接種方法 個別接種 (町内協力医療機関：医療機関と個別契約) ○東日本大震災の被災者に係る任意予防接種 該当なし	法定外予防接種については、対象者に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。 東日本大震災の被災者に係る任意予防接種については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-9 保健衛生事業		関係項目	2 各種健(検)診
調整の方針		各種健(検)診については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現		況			
栃 木 市		岩 舟 町			
○各種がん検診	がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。	○各種がん検診	がん等の早期発見、早期治療を推進し、がんによる死亡率を減少させる。		
【内容】		【内容】			
①対象：40歳以上の男女		①対象：40歳以上の男女（前立腺は50歳以上の男性）			
②方法：集団検診		②方法：集団検診			
③検診項目		③検診項目			
・胃がん検診（胃部レントゲン検査）		・胃がん検診（胃部レントゲン検査）			
・肺がん検診（胸部レントゲン検査、喀痰検査）		・肺がん検診（胸部レントゲン検査、喀痰検査）			
・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）		・大腸がん検診（便潜血反応検査2日法）			
・前立腺がん検診（血液検査）（男性のみ）		・前立腺がん検診（血液検査）			
④回数及び実施場所		④回数及び実施場所			
年間82回 保健福祉センター及び各地区公民館等		年間19回 健康福祉センター等			
⑤委託検診機関 栃木県保健衛生事業団		⑤委託検診機関 宇都宮東病院			
⑥委託料及び自己負担金		⑥委託料及び自己負担金			
・胃がん検診 4,200円（内自己負担 800円）		・胃がん検診 4,410円（内自己負担 1,000円）			
・肺がん検診 1,386円（内自己負担 300円）		・肺がん検診 1,260円（内自己負担 300円）			
・喀痰検診 2,205円（内自己負担 200円）		・喀痰検診 2,625円（内自己負担 500円）			
・大腸がん検診 1,680円（内自己負担 300円）		・大腸がん検診 1,575円（内自己負担 500円）			
・前立腺がん検診 1,785円（内自己負担 400円）		・前立腺がん検診 1,890円（内自己負担 500円）			
《無料対象者》 後期高齢者医療制度対象者					
《減免対象者》 市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者		《減免対象者》 生活保護世帯に属する者			
具体的な調整内容		具体的な調整内容			具体的な調整内容
各種がん検診については、対象者や自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。		各種がん検診については、対象者や自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。			各種がん検診については、対象者や自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現	況	
栃 木 市	岩 舟 町	具 体 的 な 調 整 内 容
○女性がん検診（集団・個別） 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。 【内容】 ①個別検診：子宮がん検診（毎年可） (1)対象 子宮がん検診（20歳以上の女性） (2)時期 平成24年6月～25年3月末 (3)項目 ・子宮頸部がん ・子宮頸部がん＋子宮体部がん (4)委託料及び自己負担金 ・子宮頸部がん 5,220円（内自己負担1,300円） ・子宮頸部がん＋子宮体部がん 9,570円（内自己負担2,400円） ・検体検査1件 1,428円 (5)委託医療機関 ・下都賀郡市医師会（市内7医療機関、市外2医療機関） ・鹿沼市の3医療機関と個別契約 ②集団検診：子宮がん検診、乳がん検診（毎年可） (1)項目及び対象者 ・子宮頸部がん 20歳以上の女性 ・乳がん検診 30歳～39歳の女性（超音波検査） 40歳以上の女性（マンモグラフィ＋超音波検査） (2)回数及び場所 年間78回 保健福祉センター、各地区公民館等 (3)委託料及び自己負担金 ・子宮頸部がん 3,675円（内自己負担700円） ・乳がん 超音波検査 2,205円（内自己負担500円） マンモグラフィ＋超音波検査 5,040円（内自己負担1,000円） " 2方向 7,350円 (4)委託検診機関 栃木県保健衛生事業団 《無料対象者》 後期高齢者医療制度対象者 《減免対象者》 市民税均等課税世帯及び生活保護世帯に属する者	○女性がん検診（集団・個別） 女性がんの早期発見と早期治療を推進する。 【内容】 ①個別検診 未実施 ②集団検診：子宮がん検診、乳がん検診 (1)対象 ・子宮頸部がん 20歳以上で奇数年生まれの女性（隔年受診） ・乳がん検診 30歳以上の女性で奇数年生まれの女性（隔年受診） (2)回数及び場所 年間19回 健康福祉センター等 (3)委託料及び自己負担金 ・子宮頸部がん 3,675円（内自己負担1,000円） ・乳がん 超音波検査 2,100円（内自己負担500円） マンモグラフィ＋超音波検査 5,040円（内自己負担1,000円） " 2方向 7,140円 (4)委託検診機関 宇都宮市南院 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	女性がん検診については、実施内容や対象者、自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現	況	具体的な調整内容
栃 木 市 ○がん検診推進事業（集団・個別） (1) 対象 ・子宮頸部がん 20, 25, 30, 35, 40 歳の女性 ・乳がん 40, 45, 50, 55, 60 歳の女性 ・大腸がん 40, 45, 50, 55, 60 歳の男女 (2) 時期 集団 平成24年6月～平成25年1月 個別 平成24年6月～平成25年2月 (3) 項目 ・子宮頸部がん ・乳がん 集団 マンモグラフィ+超音波検査 個別 マンモグラフィ+視触診 ・大腸がん 集団 便潜血検査 (4) 自己負担金 クーポンにより無料 (5) 委託医療機関 集団 栃木県保健衛生事業団 個別 子宮頸部がん ・下都賀郡市医師会 (市内7カ所、市外2カ所) ・鹿沼市3医療機関と個別契約 乳がん 栃木市医師会（4医療機関） ○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。 【内容】 ①対象者 ・40歳以上の生活保護受給者等 ・医療保険が切り替わった者で加入保険で受診の機会がない者 ②方法 集団健診又は個別検診（生活保護世帯については集団のみ） ③健診項目 基本項目、追加項目とも特定健診と同じ ④委託検診機関 栃木県保健衛生事業団 ⑤委託料 ・集団 健康診査（生保）5, 250円、追加項目（心電図、眼底、貧血、追加血液）1, 260円 ・個別 追加項目：心電図630円、眼底315円、貧血105円 ⑥自己負担金 無料	岩 舟 町 ○がん検診推進事業（集団・個別） (1) 対象 ・子宮頸部がん 20, 25, 30, 35, 40 歳の女性 ・乳がん 40, 45, 50, 55, 60 歳の女性 ・大腸がん 未実施 (2) 時期 集団 平成24年4月～平成25年1月 個別 未実施 (3) 項目 ・子宮頸部がん ・乳がん 集団 マンモグラフィ+超音波検査 個別 未実施 ・大腸がん 集団 未実施 (4) 自己負担金 クーポンにより無料 (5) 委託医療機関 集団 宇都宮東病院 個別 未実施 ○健康増進法に基づく健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者が実施する特定健康診査に該当しない者について、健康増進法施行規則に定める健康診査を実施する。 【内容】 ①対象者 ・40歳以上の生活保護受給者等 ・医療保険が切り替わった者で加入保険で受診の機会がない者 ②方法 集団検診 ③健診項目 基本項目、追加項目とも特定健診と同じ ④委託検診機関 宇都宮東病院 ⑤委託料 集団 特定健康診査 5, 775円 ⑥自己負担金 1, 000円、（生保）無料	がん検診推進事業については、実施内容に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。 健康増進法に基づく健康診査については、実施方法や自己負担額に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○ヤング健診 20歳～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての意識高揚を図る。 【内容】 ①対象者 20歳～39歳（年度年齢） ②方法 集団健診 ③健診項目 問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、血糖、貧血検査） ④回数を及ぶ実施場所 年間82回 保健福祉センター、各地区公民館等 ⑤委託健診機関 栃木県保健衛生事業団 ⑥委託料及び自己負担金 4,095円（内自己負担800円） 《無料対象者》 市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者 《減免対象者》 ○肝炎ウイルス検査 肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝臓がんへの進行を防止すると共に、肝炎の正しい知識の普及・啓発を行い、感染のまん延を防止する。 【内容】 ①対象者 ・40歳の者（節目健診） ・41歳以上で過去に検診を受けていない者 ・二次検診（要指導GPT） ②方法 集団健診 ③内容 C型、B型肝炎ウイルス検査 ※平成24年度から対象者に個別通知し、無料健診事業を開始する。 対象者：40歳以上70歳までの5歳刻みで、未受診者。 ④委託健診機関 栃木県保健衛生事業団 ⑤委託料及び自己負担金 C型+B型 2,100円（内自己負担600円） C型のみ 1,890円（内自己負担500円） B型のみ 525円（内自己負担100円） 《無料対象者》 後期高齢者医療制度対象者 《減免対象者》 市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者	○ヤング健診 20歳～39歳の若い世代のメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者を発見し、生活習慣病予防の推進と、健康についての意識高揚を図る。 【内容】 ①対象者 20歳～39歳（年度年齢） ②方法 集団健診 ③健診項目 問診、診察、身長・体重・腹囲測定、血圧、検尿、採血（脂質、肝機能、血糖、貧血検査） ④回数を及ぶ実施場所 年間19回 健康福祉センター等 ⑤委託健診機関 宇都宮東病院 ⑥委託料及び自己負担金 3,150円（内自己負担1,000円） 《無料対象者》 産婦（子の満1歳の誕生日前日まで） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者 ○肝炎ウイルス検査 肝炎ウイルス感染を早期発見し、慢性肝炎等から肝硬変、肝臓がんへの進行を防止すると共に、肝炎の正しい知識の普及・啓発を行い、感染のまん延を防止する。 【内容】 ①対象者 ・40歳の者（節目健診） ・41歳以上74歳以下で過去に検診を受けていない者 ・二次検診（要指導GPT） ②方法 集団健診 ③内容 C型、B型肝炎ウイルス検査 ④委託健診機関 宇都宮東病院 ⑤委託料及び自己負担金 C型+B型 2,520円（内自己負担700円） C型のみ 2,100円（内自己負担600円） B型のみ 420円（内自己負担100円） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	ヤング健診については、自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。 肝炎ウイルス検査については、実施内容や対象者、自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
○骨粗しょう症検診 骨粗しょう症は、骨折等により寝たきりの原因となる疾患であることから、骨量減少期に発見し生活習慣の改善を図る。 【内容】 ①対象者 20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性（年度年齢） 60, 65, 70 歳の男性 ②検診方法 集団検診 ③検診内容 超音波検査 ④回数及び実施場所 集団検診年間 7 8 回 保健福祉センター、各地区公民館等 ⑤委託検診機関 栃木県保健衛生事業団 ⑥委託料及び自己負担金 1, 4 7 0 円（内自己負担 4 0 0 円） 《無料対象者》 後期高齢者医療制度対象者 《減免対象者》 市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者	○骨粗しょう症検診 骨粗しょう症は、骨折等により寝たきりの原因となる疾患であることから、骨量減少期に発見し生活習慣の改善を図る。 【内容】 ①対象者 20, 25, 30, 35, 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性（年度年齢） 60, 65, 70 歳の男性 ②検診方法 集団検診 ③検診内容 DEVA 方式 ④回数及び実施場所 集団検診年間 1 9 回 健康福祉センター等 ⑤委託検診機関 宇都宮東病院 ⑥委託料及び自己負担金 1, 5 7 5 円（内自己負担 3 0 0 円） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	○骨粗しょう症検診 骨粗しょう症は、骨折等により寝たきりの原因となる疾患であることから、骨量減少期に発見し生活習慣の改善を図る。 【内容】 ①対象者 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70 歳の女性（受診日及び年度年齢） ②検診方法 集団検診 ③検診内容 DEVA 方式 ④回数及び実施場所 集団検診年間 1 9 回 健康福祉センター等 ⑤委託検診機関 宇都宮東病院 ⑥委託料及び自己負担金 1, 5 7 5 円（内自己負担 3 0 0 円） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	骨粗しょう症検診については、実施方法や対象者、自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。
○歯周疾患検診 歯周病を早期に発見・予防し、口腔衛生の向上を図る。 【内容】 ①対象者 30, 40, 50, 60, 70 歳の節目年齢の者（年度年齢） ②方法 個別検診（契約：栃木市歯科医師会 7 1 医療機関） ③時期 通年 ④項目 歯及び歯周組織等の状況 ⑤委託料及び自己負担金 4, 3 0 0 円（内自己負担 1, 0 0 0 円） 《減免対象者》 市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者	○歯周疾患検診 歯周病を早期に発見・予防し、口腔衛生の向上を図る。 【内容】 ①対象者 40, 50, 60, 70 歳の節目年齢の者（受診日当日） ②方法 個別検診（契約：町内歯科医師会 7 医療機関） ③時期 通年 ④項目 歯及び歯周組織等の状況 ⑤委託料及び自己負担金 4, 3 0 0 円（内自己負担 1, 3 0 0 円） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	○歯周疾患検診 歯周病を早期に発見・予防し、口腔衛生の向上を図る。 【内容】 ①対象者 40, 50, 60, 70 歳の節目年齢の者（受診日当日） ②方法 個別検診（契約：町内歯科医師会 7 医療機関） ③時期 通年 ④項目 歯及び歯周組織等の状況 ⑤委託料及び自己負担金 4, 3 0 0 円（内自己負担 1, 3 0 0 円） 《減免対象者》 生活保護世帯に属する者	歯周疾患検診については、対象者や自己負担額等に差異があるが、栃木市の例により合併時に統合する。
○結核検診 結核を早期に発見し早期治療を図る。 【内容】 ①対象者 6 5 歳以上の者 ②方法 (1)バス巡回検診（大、藤、都の各支所で実施） (2)肺がん検診時に結核検診も兼ねて実施（集団検診） ③委託先及び検診内容 宇都宮健康クリニック 胸部レントゲン検査 ④委託料及び自己負担金 1 件あたり 6 5 0 円（税抜） 自己負担なし	○結核検診 結核を早期に発見し早期治療を図る。 【内容】 ①対象者 6 5 歳以上の者 ②方法 (1)バス巡回検診 (2)肺がん検診時に結核検診も兼ねて実施（集団検診） ③委託先及び検診内容 下都賀郡市医師会病院 胸部レントゲン検査 ④委託料及び自己負担金 1 件あたり 7 0 0 円（税抜） 自己負担なし	○結核検診 結核を早期に発見し早期治療を図る。 【内容】 ①対象者 6 5 歳以上の者 ②方法 (1)バス巡回検診 (2)肺がん検診時に結核検診も兼ねて実施（集団検診） ③委託先及び検診内容 下都賀郡市医師会病院 胸部レントゲン検査 ④委託料及び自己負担金 1 件あたり 7 0 0 円（税抜） 自己負担なし	結核検診については、栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 5 1 号

合併協定項目 2 5 - 1 2 児童福祉事業について

児童福祉事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 2 児童福祉事業
調整方針	1 婦人保護事業・婦人相談業務については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 家庭児童相談室については、栃木市の例により合併時に統合する。 3 母子自立支援については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 遺児手当については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 ファミリー・サポート・センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 6 地域子育て支援センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。

	7 学童保育事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 8 児童館事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 9 赤ちゃん誕生祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。 10 認可外保育施設事業については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	1 婦人保護事業・婦人相談業務
調整の方針	婦人保護事業・婦人相談業務については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○婦人保護事業・婦人相談業務 婦人相談員（2人）を配置し、夫の暴力や離婚問題・異性関係・住居関係・職業関係・経済関係等で悩んでいる女性からの相談を受けている。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づき、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見のため必要な相談・指導・援助等を行っている。		○婦人保護事業・婦人相談業務 婦人相談員の配置がないため町職員が対応している。 夫の暴力や離婚問題・異性関係・住居関係・職業関係・経済関係等で悩んでいる女性への相談活動を下都賀福祉事務所と連携して行っている。 DV防止法に基づき、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努めるため、必要な相談・指導・援助等を下都賀福祉事務所と連携して行っている。	
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	2 家庭児童相談室
調整の方針	家庭児童相談室については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況		
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
○家庭児童相談室 家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭福祉に関する相談業務を行っている。 【概要】 1.担当職員 家庭相談員 3人 2.業務 福祉事務所が行う家庭福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする次の相談業務 (相談内容) ①心と身体の発達に関する相談 ②心身障害の相談 ③学校生活に関する相談 ④非行・不良行為の相談 ⑤家庭での養育困難に関する相談 3.関係機関との連絡調整 相談から適正な支援につなげるため、次の関係機関と密接に連携しながら業務を行う。 関係機関：児童相談所、健康福祉センター、幼稚園、保育園、学校等			
		○家庭児童相談室 相談等があった際は、町職員が下都賀福祉事務所と連携して対応している。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	3 母子自立支援
調整の方針	母子自立支援については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○母子自立支援 【概要】 近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、母子自立支援員2人を配置し、問題解決のための助言や指導、就労に係る支援や情報提供等を行い、総合的な母子家庭等の自立支援対策を推進している。 【対応内容】 ・年金や手当のこと ・生活費、子どもの学費、事業のための資金のこと ・子どもの養育、しつけ、教育のこと ・母子自立支援プログラムの策定に関すること ・母子家庭高等技能訓練促進費支給事業に関すること ・母子家庭自立支援教育訓練給付金に関すること		○母子自立支援 母子自立支援員を配置していないので、相談等があった場合は、下都賀福祉事務所と連携して対応している。	
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	4 遺児手当
調整の方針	遺児手当については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況		
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、養育している者に支給する。 【支給資格者の要件】 栃木市に住所を有する次の者 ①父母の一方が死亡した児童を監護する父又は母で、現に配偶者を有しない者 ②父母の一方が死亡した児童を父又は母が監護しない場合、児童を養育する者 ③父母の一方又は両方が死亡した児童を養育する者がいない場合、当該児童のうち年長の者 【児童の要件】 ①日本国民であること。 ②栃木市に住所を有すること。 ③里親に委託されていないこと。 ④児童福祉施設等のうち、市長の指定するものに入所、入院していないこと。 【手当額】 児童1人につき 月額3,000円 【支給制限】 受給資格者の前年における所得につき、市民税のうち所得割が課せられている場合、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。	○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、養育している者に支給する。 【支給資格者の要件】 岩舟町に住所を有する次の者 ①父母の一方が死亡した児童を監護する父又は母で、現に配偶者を有しない者 ②父母の一方が死亡した児童を父又は母が監護しない場合、児童を養育する者 ③父母の一方又は両方が死亡した児童を養育する者がいない場合、当該児童のうち年長の者 【児童の要件】 ①日本国民であること。 ②岩舟町に住所を有すること。 ③里親に委託されていないこと。 ④児童福祉施設等のうち、町長の指定するものに入所、入院していないこと。 【手当額】 児童1人につき 月額3,000円 【支給制限】 受給資格者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられている場合、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。	○遺児手当 父母の一方又は両方が死亡した義務教育修了前の児童について、養育している者に支給する。 【支給資格者の要件】 日本国民であって、岩舟町に住所を有する次の者 ①父母の一方が死亡した児童を監護する父又は母で、現に配偶者を有しない者 ②父母の一方が死亡した児童を父又は母が監護しない場合、児童を養育する者 ③父母の一方又は両方が死亡した児童を養育する者がいない場合、当該児童のうち年長の者 【児童の要件】 ①日本国民であること。 ②岩舟町に住所を有すること。 ③里親に委託されていないこと。 ④児童福祉施設等のうち、町長の指定するものに入所、入院していないこと。 【手当額】 児童1人につき 月額3,000円 【支給制限】 受給資格者の前年における所得につき、町民税のうち所得割が課せられている場合、その年の6月から翌年5月までは手当を支給しない。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	5 ファミリー・サポート・センター事業
調整の方針	ファミリー・サポート・センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現況		栃木市	
岩舟町		具体的な調整内容	
○ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行える人（提供会員）を会員として組織し、会員の相互援助を仲介することにより子育て支援を図る。 【依頼会員資格】 市内居住又は市内勤務で小学生以下の児童を有する者 【提供会員資格】 市内に居住し、心身ともに健康で積極的に援助活動が行える者 【休日】なし 【利用時間】制限なし 【利用料金】 ・平日 午前7時～午後7時 … 1時間当り700円 ・平日上記時間外、土・日・休日、病児 … 1時間当り800円 【実績】 ・提供会員数 181人 ・依頼会員数 781人 ・両方会員数 131人 合計 1,093人 ・利用件数 3,394件 (平成22年度末現在)		○ファミリー・サポート・センター事業 該当なし 栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	6 地域子育て支援センター事業
調整の方針	地域子育て支援センター事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現況		岩舟町	
○地域子育て支援センター事業 【目的】 乳幼児及びその保護者が相互交流を行うための場所の提供と、子育てに関する相談、情報、助言その他の援助活動の実施による子育て家庭への育児支援と地域における子育て支援基盤の形成 【事業内容】 ①育児不安等についての相談・指導 ②子育て親子への交流の場の提供及び交流促進 ③子育てサークル等の育成・指導 ④地域の保育資源の情報提供 等 【活動内容】 ①子育て相談 ②定例遊び ③特別活動(講習会、交流会、季節行事等) 【実施施設】 ○地域子育て支援センター (とちぎコミュニティプラザ内) ・センター型 ・休館日：土、日、休日、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後4時30分 ・職員配置：所長、臨時保育士1人 ・利用者数：13,809人(H22) ○地域子育て支援センターおおひら (大平みなみ児童館内) ・センター型		○地域子育て支援センター事業 【目的】 子育てについての相談、情報の提供及び育児支援を行う子育て支援を実施することにより、子どもの健やかな育ちを促進する。 【事業内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流促進 ②子育て等に関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等実施 ⑤関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携した地域支援活動等 【実施施設】 ○子育て支援センター(いわふね保育園内) ・センター型 ・休館日：土、日、休日、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後4時 ・職員配置：副所長、臨時保育士1人	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
・休 館 日：月、休日(除日曜日)、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後4時 ・職員配置：所長、正職員(保育士)1人 ・利用者数：4,950人(H22) ○地域子育て支援センターふじおか (藤岡保健福祉センター内) ・センター型 ・休 館 日：土、日、休日、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後4時 ・職員配置：所長、臨時保育士1人 ・利用者数：1,868人(H22) ○地域子育て支援センターつつが (都賀よつば保育園内) ・センター型 ・休 館 日：土、日、休日、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後4時 ・職員配置：所長、臨時保育士1人 ・利用者数：320人(H22) ○地域子育て支援センターにしきた (認定西方なかよしこども園内) ・センター型 ・休 館 日：土、日、休日、年末年始 ・開館時間：午前9時～午後5時 ・職員配置：所長 ・利用者数：901人(H22)		

合併協定項目		25-12 児童福祉事業		関係項目		7 学童保育事業	
調整の方針				学童保育事業については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現				況			
栃木市				岩舟町			
○学童保育事業 【目的】 労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年の児童を放課後及び長期休暇に預かり、適切な遊びと生活の場を与え、健全育成を図る。 【内容】 ＜公設公営（23か所）＞ ・対象児童：小学校1～6年生 ・保育時間 通常期：下校時～午後6時（延長時間 午後6～7時） 土曜日（各地域1か所に集約して開設）：午前8時～午後6時（延長午後6～7時） 長期休業中：午前8時～午後6時（延長時間 午後6～7時） ・休業日：日曜日、休日、12月29日～1月3日 ・保育料（月額） A階層（生活保護法による被保護世帯）：0円 B1階層（A階層を除き、前年度分市町村民税非課税世帯）：2,000円 B2階層（A階層を除き、前年度分市町村民税課税世帯）：4,000円 同時利用時の保育料減免措置 同一世帯2人目→保育料半額、同一世帯3人目以降→0円 土曜日：1回につき350円 延長保育：1回につき300円（1月3,000円を限度） ・傷害保険料：800円／年 ・おやつ代：2,000円前後／月（各学童保育による。）				○学童保育事業 【目的】 保護者等の就労等の事由により、保育できない児童を保護し、健全な育成を図る。 【内容】 ＜公設公営（4か所）＞ ・対象児童：小学校1～4年生（長期休業中1～6年生） ・保育時間 通常期：下校時～午後6時 土曜日：午前8時30分～午後5時30分 学校休校日：午前8時～午後6時 長期休業中：午前8時～午後6時 （岩舟学童・静和学童：午前7時30分から早朝保育有） ・休館日：日曜日、休日、8月13～16日、12月29日～1月3日 ・保育料 通常：2,000円／月 夏季休業のみ：3,000円 冬季休業のみ：1,000円 春季休業のみ：2,000円 生活保護法による被保護世帯：保育料免除 早朝保育：1回につき200円（1月2,000円を限度） ・傷害保険料：800円／年 ・おやつ代：3,000円／月			
				具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。			

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
・利用手続 入会申込書、就労証明書等必要書類を担当課に提出する。 入会手続等は各地域ごとに実施している。 <公設民営（５か所）> 運営方法は各委託先による。 <民設民営（５か所）> 運営方法は各委託先による。	・利用手続 入館申込書、就労証明書等必要書類を担当課に提出する。 継続の場合は各学童保育館に提出する。 <公設民営> 設置なし <民設民営> 設置なし	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	8 児童館事業
調整の方針	児童館事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
○児童館事業 【目的】 児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かに育むとともに、地域組織活動の育成、子育てに関する相談等を行い、児童の健全育成を図ることを目的とする。 【施設数】市内 6 施設 ①はこのもり児童センター(直営) (休館日、開館時間) 水・休日(日曜除く)・年末年始、午前9時～午後7時 (管理運営費予算額) 6,618千円(H23) ②いまいずみ児童館(指定管理、栃木市社会福祉協議会) (休館日、開館時間) 水・休日(日曜除く)・年末年始、午前9時～午後5時 (管理運営委託費予算額) 7,450千円(H23) ③そのべ児童館(指定管理、栃木市社会福祉協議会) (休館日、開館時間) 木・休日(日曜除く)・年末年始、午前9時～午後5時 (管理運営委託費予算額) 7,337千円(H23) ④さくら3Jホール(民営、(社福) 鐘の鳴る丘友の会) (休館日、開館時間) 第3土曜日・年末年始、午前9時～午後7時 (民間児童館活動委託費予算額) 9,990千円(H23)	栃木市	岩舟町	○児童館事業 該当なし 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
⑤大平みなみ児童館（直営） （休館日、開館時間） 月・休日（日曜除く）・年末年始、午前8時30分～午後5時 （児童館管理運営費予算額） 6,303千円（H23） ⑥大平児童館（指定管理、（学）しずわでら学園） （休館日、開館時間） 月・休日（日曜除く）・年末年始、午前8時30分～午後5時30分 （7～8月は午後6時まで） （児童館管理運営費予算額） 15,088千円（H23）		

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	9 赤ちゃん誕生祝金
調整の方針	赤ちゃん誕生祝金については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
○赤ちゃん誕生祝金 【目的】 児童の健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝金を支給することにより、子育て支援に寄与することを目的とする。 【支給要件等】 ・支給対象等 栃木市に住所を有し、1子以上の児童（18歳未満）を養育し、出産した者 ・支給金額 第2子：1万円、第3子以降：2万円 【申請方法】 出産の日から起算して6か月以内に支給申請書を提出 【平成23年度実績】 ・支給件数 505件（第2子：348件、第3子以降：157件） ・支給額 6,620,000円		○赤ちゃん誕生祝金 【目的】 次代を担う児童の出産を奨励するとともに、児童の健やかな成長を願い、赤ちゃん誕生祝金を支給し、少子化及び子育て支援対策に寄与することを目的とする。 【支給要件等】 ・支給対象等 対象児童出産の時点で、保護者（支給資格者）が岩舟町に引き続き1年以上居住し、岩舟町住民基本台帳に記載又は外国人登録原票に登録され、2人の子どもを養育し、第3子以上を出産した場合及び町税を滞納していないこと。 ・支給金額 5万円 【申請方法】 出産の日から起算して1年以内に支給申請書を提出 【平成23年度実績】 ・支給件数 24件 ・支給金額 1,200,000円	
		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

合併協定項目	25-12 児童福祉事業	関係項目	10 認可外保育施設事業
調整の方針	認可外保育施設事業については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
○認可外保育施設事業 【目的】 市内認可外保育施設に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は施設の設備や運営について立入調査などを行い、適正な保育が実施されるよう指導監督を行なう。 【対象施設】 ○届出対象 (栃木地域) 3 か所 ○届出対象外 (藤岡地域) 2 か所 ○事業所内 (栃木地域) 5 か所 (西方地域) 1 か所	栃 木 市	岩 舟 町 ○認可外保育施設事業 町内該当施設への立入調査等は県が行なっている。 【対象施設】 1 か所	栃木市の例により合併時に統合する。

協議第 5 2 号

合併協定項目 2 5 - 1 3 保育事業について

保育事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 1 3 保育事業
調整方針	1 保育の実施については、次のとおりとする。 (1)公立保育所事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2)民間保育所運営委託については、栃木市の例により合併時に統合する。 (3)保育所広域入所については、現行のとおり新市において継続する。 2 保育料については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-13 保育事業	関係項目	1 保育の実施
調整の方針	保育の実施については、次のとおりとする。 (1) 公立保育所事業については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 民間保育所運営委託については、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 保育所広域入所については、現行のとおり新市において継続する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○公立保育所事業 児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育を行う、心身の健全な育成を図る。 ＜保育所名称及び定員＞ 【栃木地域】（6か所、給食は保育所内で調理） ・いまいずみ保育園 100人 ・いりふね保育園 45人 ・おおつか保育園 60人 ・はこのもり保育園 130人 ・そのべ保育園 60人 ・ぬまわだ保育園 80人 【大平地域】（4か所、給食は保育所内で調理） ・大平西保育園 60人 ・大平南第1保育園 50人 ・大平南第2保育園 35人 ・大平東保育園 40人 【藤岡地域】（4か所、給食は給食センターで調理） ・三鴨保育園 45人 ・赤麻保育園 45人	○公立保育所事業 児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育に欠ける児童の保育を行う、心身の健全な育成を図る。 ＜保育所名称及び定員＞（1か所、給食は保育所内で調理） ・いわふね保育園 130人	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
・部屋保育園 60人 ・藤岡保育園 60人 【都賀地域】(1か所、給食は、保育所内で調理) ・都賀よつば保育園 120人 【西方地域】(1か所、給食は、保育所内で調理) ・認定西方なかよしこども園 90人		
○民間保育所運営委託 【目的】 保育の実施を委託している民間保育所(社会福祉法人設置経営)と市外保育所の児童に係る運営費を支払う。 【概要】 ・対象施設 市内の民間保育所6園及び市外保育所 ・基準額 国の定める保育単価×児童数(ただし、年度途中の入所児童は、入所日の属する月初日現在の年齢で、その年齢の保育単価とする。)	○民間保育所運営委託 【目的】 保育の実施を委託している民間保育所(社会福祉法人設置経営)と町外保育所の児童に係る運営費を支払う。 【概要】 ・対象施設 町内の民間保育所1園及び町外保育所 ・基準額 国の定める保育単価×児童数(ただし、年度途中の入所児童は、入所日の属する月初日現在の年齢で、その年齢の保育単価とする。)	栃木市の例により合併時に統合する。
○保育所広域入所 【目的】 市外の委託事業先である保育園の「児童福祉施設最低基準」を維持するため、児童福祉法第51条第4号(公立)及び第5号の規定による保育の実施に要する費用を支払う。 【実績】 市外24保育所 延べ334人(H22決算額 25,935,075円)	○保育所広域入所 【目的】 町外の委託事業先である保育園の「児童福祉施設最低基準」を維持するため、児童福祉法第51条第4号(公立)及び第5号の規定による保育の実施に要する費用を支払う。 【実績】 町外4保育所 延べ23人(H22決算額 1,263,570円)	現行のとおり新市において継続する。

合併協定項目		25-13 保育事業		関係項目	2 保育料
調整の方針		保育料については、栃木市の例により合併時に統合する。			
現		況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町			
○保育料 保育料は月額とし、市長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。 【階層区分】 9区分 【保育料月額】(別紙資料1のとおり)		○保育料 保育料は月額とし、町長が認定する階層区分に応じ、保育料月額表に定める額を徴収する。 【階層区分】 7区分 【保育料月額】(別紙資料1のとおり)			栃木市の例により合併時に統合する。
○保育料の減免 【目的】 失業、傷病、災害等により保育料の納付が困難になった納入義務者の保育料を減免する。 仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるように支援し、子どもに係る経済負担を軽減する。 【同時入所等】 ・同一世帯から2人以上同時入所している場合 ・(保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部)に入所又は児童デイサービスを利用している児童を含める。 2人目：基準額の1/2 3人目：無料		○保育料の減免 【目的】 同一世帯から2人以上同時入所している場合やひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯について保育料を軽減する。 仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるように支援し、子どもに係る経済負担を軽減する。 【同時入所等】 ・同一世帯から2人以上同時入所している場合 (保育所、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部)に入所又は児童デイサービスを利用している児童を含める。 2人目：基準額の1/2 3人目：無料			栃木市の例により合併時に統合する。
・ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で第2階層の場合は無料。		・ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で第2階層の場合は無料。			

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
【第三子以降】 3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の児童の保育料を免除する。 (対象児童) 次のいずれかに該当する児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童。 (1)保護者等が現に育てている児童で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの (2)他に生計の途がなく、主として保護者等が扶養している大学生等(転出者を含む。)で、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの (3)保護者等が育てている障がい者(児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)保育所徴収金基準額表の備考欄3の(2)に該当する者に限る。)で、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの	【第三子以降】 3人以上の児童を現に育てている世帯に対し、第三子以降の3歳未満の児童の保育料を免除する。 (対象児童) 保護者等が現に育てている児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、児童福祉法24条第1項の規定による児童の保育の実施が行われた日の属する年度の初日において3歳に達していない児童。(なお、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り対象児童とみなす。) また、次のいずれかに該当する児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童。 (1)保護者等が現に育てている児童で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの (2)他に生計の途がなく、主として保護者等が扶養している大学生等(転出者を含む。)で、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの (3)保護者等が育てている障がい者(児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)保育所徴収金基準額表の備考欄3の(2)に該当する者に限る。)で、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの	

保育料一覧(国階層定義区分による比較)

徴収金基準額(月額)												階層区分							
各月初日の在籍措置児童の 属する世帯の階層区分		定 義		3歳未満児			3歳児			4歳児以上									
				国	栃木市	岩舟町	国	栃木市	岩舟町	国	栃木市	岩舟町	国	栃木市	岩舟町				
階層区分 (国)																			
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	第1階層及び4～ 8階層を除き、前 年度分の市町村 民税の額の区分に該 当する世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	第1階層	
第2階層			9,000円	3,000円	7,000円	6,000円	1,800円	5,000円	6,000円	1,800円	5,000円	6,000円	1,800円	5,000円	6,000円	1,800円	5,000円	第2階層	
第3階層			0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	第3階層
			19,500円	10,200円	15,000円	16,500円	8,400円	12,000円	16,500円	8,400円	12,000円	16,500円	8,400円	12,000円	16,500円	8,400円	12,000円	16,500円	第3階層
第4階層	第1階層を除き、 前年分の所得税 課税世帯であつ て、その所得税 の額の区分が次 の区分に該当す る世帯	40,000円未満 40,000円以上 70,000円未満 70,000円以上 80,000円未満 80,000円以上 103,000円未満 103,000円以上 153,000円未満 153,000円以上 200,000円未満 200,000円以上 413,000円未満 413,000円以上 510,000円以上 510,000円未満 734,000円未満 734,000円以上	18,500円	9,600円	15,000円	15,500円	7,800円	12,000円	15,500円	7,800円	12,000円	15,500円	7,800円	12,000円	15,500円	7,800円	第4階層		
第5階層			30,000円	18,600円	22,000円	27,000円 (保育単価限度)	16,800円	20,000円	27,000円 (保育単価限度)	16,800円	20,000円	27,000円 (保育単価限度)	16,800円	20,000円	27,000円 (保育単価限度)	16,800円	20,000円	27,000円 (保育単価限度)	第5階層
			44,500円	31,200円	33,000円	41,500円 (保育単価限度)	25,800円	27,000円	41,500円 (保育単価限度)	25,800円	27,000円	41,500円 (保育単価限度)	25,800円	27,000円	41,500円 (保育単価限度)	25,800円	27,000円	41,500円 (保育単価限度)	第6階層
第6階層			61,000円	42,600円	46,000円	58,000円 (保育単価限度)	30,000円	32,000円	58,000円 (保育単価限度)	30,000円	32,000円	58,000円 (保育単価限度)	30,000円	32,000円	58,000円 (保育単価限度)	30,000円	32,000円	58,000円 (保育単価限度)	第7階層
			第7階層	80,000円 (保育単価限度)	57,000円	56,000円	77,000円 (保育単価限度)	39,000円	39,000円	77,000円 (保育単価限度)	39,000円	39,000円	77,000円 (保育単価限度)	39,000円	39,000円	77,000円 (保育単価限度)	39,000円	39,000円	77,000円 (保育単価限度)
第8階層				104,000円 (保育単価限度)			101,000円 (保育単価限度)			101,000円 (保育単価限度)			101,000円 (保育単価限度)			101,000円 (保育単価限度)			101,000円 (保育単価限度)

協議第 5 3 号

合併協定項目 2 5 - 2 4 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 4 市町立学校の通学区域、学校名
調整方針	1 通学区域については、現行のとおり新市において継続する。 2 学校名については、現行のとおり新市において継続する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-24 市町立学校の通学区、学校名	関係項目	1 通学区
調整の方針	通学区については、現行のとおり新市において継続する。		
	現 況		具体的な調整内容
●栃木市立栃木中央小学校通学区 万町、倭町、旭町4～7番、旭町13～15番、旭町16番の内1～11号、29～37号、旭町22番の内1～10号、31～34号、旭町23～25番、旭町26番の内1～16号、18号、19号、21～31号、33～40号、旭町28番の内1～4号、14～16号、旭町29番の内1号、7号、13号、19号、20号、室町、本町17番の内9号の一部、10～26号、27号の一部、本町18番、日ノ出町、河合町、湊町、富士見町、境町、菌部町1丁目18番、菌部町1丁目20番、入舟町、枳町、柳橋町、箱森町1～17番、箱森町19番、箱森町20番の内12～44号、箱森町21～25番、箱森町26番の内10～55号、箱森町39番の内7～67号(16号の一部を除く。)、鉦町 ●栃木市立栃木第三小学校通学区 箱森町18番、箱森町20番の内1～11号、45～74号、箱森町26番の内1～9号、56～71号、箱森町27～38番、箱森町39番の内1～6号、16号の一部、68～79号、箱森町40～53番、小平町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町1丁目 ●栃木市立栃木第四小学校通学区 旭町1～3番、旭町8～12番、旭町16番の内12～28号、旭町17～21番、旭町22番の内11～30号、旭町26番の内17号、20号、32号、旭町27番、旭町28番の内5～13号、旭町29番の内2～6号、8～12号、14～18号、城内町1丁目、城内町2丁目5～25番、城内町2丁目36～43番、神田町、本町1～16番、本町17番の内1～9号(9号の一部を除く。)、27～53号(27号の一部を除く。) ●栃木市立栃木第五小学校通学区 片柳町1丁目、片柳町2丁目、片柳町3丁目、片柳町4丁目、片柳町5丁目、平井町、菌部町1丁目1～17番、菌部町1丁目19番、菌部町2丁目、菌部町3丁目、菌部町4丁目 ●栃木市立南小学校通学区 沼和田町、城内町2丁目1～4番、城内町2丁目26～35番、城内町2丁目44～62番 ●栃木市立大宮南小学校通学区 大宮町の一部(953～991番地)、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、高谷町、樋ノ口町 ●栃木市立大宮北小学校通学区 大宮町(953～991番地を除く。)、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、国府町122番地			
●岩舟町立岩舟小学校 大字鷺巣全域、大字静全域、大字津原全域、大字墨岡全域、大字新里の一部 字箱石 1140、1141 の 1、1141 の 2、1142 の 5、1142 の 2、1142 の 4、1142 の 6、1142 の 8、1143 の 1、1144、1145 の 1、1145 の 3、1146、1150、1151、1153、1154、1156、1157、1403、1404 の 1、1404 の 2、1405 の 1、1405 の 2、1407、1408、1409、1410、1411、1412 の 1、1412 の 2、1413、1414、1415、1416 の 1、1416 の 3、1417 の 1、1418 の 1、1418 の 5、1418 の 6、1419 の 1、1419 の 3、1419 の 5、1419 の 6、1419 の 8、1420 の 1、1420 の 4、字矢の内1161の1、1161の2、1162、1164の1、1178、1179、1191の1、1191の2、1192、1193、1194、1195の1、1372、1374の1、1374の2、1374の4、1375、1376、1377の1、			通学区については、原則現行の区域とする。

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
●栃木市立皆川城東小学校通学区域 皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町		1378 の 1、1383 の 1、1383 の 3、 1383 の 4、1383 の 5、1383 の 7、 1384、1385 の 1、1386 の 1、1386 の 4、1387 の 1、1388 の 1、1389 の 3、1391 の 1、1391 の 2、1392 の 1、1392 の 2、1394 の 1、1395、 1396 の 1、1396 の 2、1397、1398、 1402 の 1、1402 の 2	
●栃木市立吹上小学校通学区域 吹上町 (686 番地 2、785～808 番地、833～849 番地、870～1142 番地、1212～1318 番地、1321～1323 番地、1325～1327 番地、1330 番地、1331 番地、1333 番地、1347 番地、1630～1638 番地、1643 番地を除く。)、細堀町、木野地町、川原田町、野中町 (1210～1215 番地、1229～1304 番地 6 を除く。)		●岩舟町立静和小学校 大字五十畑全域、大字和泉全域、 大字静和全域、大字静戸全域、大 字曲ヶ島全域	
●栃木市立千塚小学校通学区域 吹上町の一部 (686 番地 2、785～808 番地、833～849 番地、870～1142 番地、1212～1318 番地、1321～1323 番地、1325～1327 番地、1330 番地、1331 番地、1333 番地、1347 番地、1630～1638 番地、1643 番地、野中町の一部 (1210～1215 番地、1229～1304 番地 6)、 宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町		●岩舟町立小野寺南小学校 大字古江全域、大字新里全域、 大字三谷全域、大字下岡全域、大 字上岡全域	
●栃木市立寺尾中央小学校通学区域 梅沢町 (1～93 番地、122～218 番地、298 番地を除く。)、大久保町、鍋山町、星野町、出流町		大字小野寺字花神 814 の 1、814 の 2、821 の 1、821 の 2、822 の 1、 823 の 1、824 の 1、824 の 2、825、 826、827、828 の 3、830 の 1、830 の 2、831 の 1、831 の 2、832 の 1、 832 の 2、832 の 4、833、834 の 1、 834 の 2、835 の 1、836 の 1、836 の 3、837、838 の 1、840 の 1、840 の 3、840 の 4、841 の 1、841 の 2、	
●栃木市立寺尾南小学校通学区域 尻内町、梅沢町の一部 (1～93 番地、122～218 番地、298 番地)			
●栃木市立国府南小学校通学区域 大光寺町、田村町、寄居町、国府町の一部 (656～1046 番地)			
●栃木市立国府北小学校通学区域 惣社町、柳原町、国府町 (122 番地、656～1046 番地を除く。)、大塚町			
●栃木市立栃木東中学校通学区域 万町 2～31 番、倭町 14 番、本町 17 番の内 9 号の一部、10～26 号、27 号の一部、本町 18 番、日ノ出町、入舟町、箱森町 18 番、箱森町 20 番 の内 1～11 号、45～74 号、箱森町 26 番の内 1～9 号、56～71 号、箱森町 27～38 番、箱森町 39 番の内 1～6 号、68～79 号、箱森町 40～53 番、 小平町、錦町、嘉右衛門町、泉町、大町、昭和町、平柳町 1 丁目			
●栃木市立栃木西中学校通学区域 河合町、片柳町 1 丁目、片柳町 2 丁目、片柳町 3 丁目、片柳町 4 丁目、片柳町 5 丁目、湊町、富士見町、荒町、平井町、菌部町 1 丁目、菌部町 2 丁目、菌部町 3 丁目、菌部町 4 丁目、祝町、柳橋町、箱森町 1～17 番、箱森町 19 番、箱森町 20 番の内 12～44 号、箱森町 21～25 番、箱森町 26 番の内 10～55 号、箱森町 39 番の内 7～67 号			
●栃木市立栃木南中学校通学区域 万町 1 番、倭町 1～13 番、旭町、壺町、城内町 1 丁目、城内町 2 丁目、神田町、本町 1～16 番、本町 17 番の内 1～9 号 (9 号の一部を除く。)、 27～53 号 (27 号の一部を除く。)、沼和田町			

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
●栃木市立東陽中学校通学区 大宮町、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、高谷町、樋ノ口町、惣社町、柳原町、大光寺町、田村町、宿居町、国府町、大塚町 ●栃木市立皆川中学校通学区 皆川城内町、柏倉町、小野口町、志鳥町、岩出町、大皆川町、泉川町、新井町 ●栃木市立吹上中学校通学区 吹上町、細堀町、水野地町、川原田町、野中町、宮町、千塚町、大森町、仲方町、梓町 ●栃木市立寺尾中学校通学区 尻内町、梅沢町、大久保町、鍋山町、星野町、出流町 ●栃木市立大平東小学校通学区（自治会名） 横堀、牛久、上牛久、川連、土与、蔵井、真弓東、真弓中、真弓西、真弓南、下高島、上高島、北武井、中央町第2 ●栃木市立大平南小学校通学区（自治会名） 榎本荒町、榎本上下、榎本旭、西水代上第1、西水代上第2、西水代上第3、西水代下、西水代瓜畑、伯仲北、伯仲南、伯仲西 ●栃木市立大平西小学校通学区（自治会名） 富田第1、富田第2、富田第3、富田第4、富田第6、富田第7、西山田第1、西山田第2、西山田第3、下皆川第1、下皆川第2、中央町第1 1 ●栃木市立大平中央小学校通学区（自治会名） 新第1、新第2、新第3、新第4、西野田第1、西野田第2、富田第5、富田第8、日立 ●栃木市立大平南中学校通学区 横堀、牛久、上牛久、川連、土与、蔵井、真弓東、真弓中、真弓西、真弓南、下高島、上高島、北武井、中央町第2、富田第1、富田第2、富田第3、富田第4、富田第6、富田第7、西山田第1、西山田第2、西山田第3、下皆川第1、下皆川第2、中央町第1 ●栃木市立大平南中学校通学区 榎本荒町、榎本上下、榎本旭、西水代上第1、西水代上第2、西水代上第3、西水代下、西水代瓜畑、伯仲北、伯仲南、伯仲西、新第1、新第2、新第3、新第4、西野田第1、西野田第2、富田第5、富田第8、日立	841の3、845、846、3447の1、3447の2、4349、4350の1、4350の2、4351 ●岩舟町立小野寺北小学校 大字小野寺全域（ただし、字花神を除く。） ●岩舟町立岩舟中学校 岩舟町全域		

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
●栃木市立藤岡小学校通学区域 藤岡町藤岡（向山自治会を除く。）、藤岡町内野、藤岡町下宮 ●栃木市立都屋小学校通学区域 藤岡町都屋、藤岡町新波、藤岡町石川、藤岡町帯刀、藤岡町緑川、藤岡町西前原、藤岡町蛭沼、藤岡町富吉、藤岡町中根 ●栃木市立赤麻小学校通学区域 藤岡町赤麻、藤岡町大前、藤岡町藤岡の一部（向山自治会） ●栃木市立三鴨小学校通学区域 藤岡町甲、藤岡町都賀、藤岡町大田和、藤岡町太田 ●栃木市立藤岡第一中学校通学区域 藤岡町藤岡、藤岡町内野、藤岡町赤麻、藤岡町大前、藤岡町甲、藤岡町都賀、藤岡町大田和、藤岡町太田 ●栃木市立藤岡第二中学校通学区域 藤岡町都屋、藤岡町新波、藤岡町石川、藤岡町帯刀、藤岡町緑川、藤岡町西前原、藤岡町蛭沼、藤岡町富吉、藤岡町中根 ●栃木市立合戦場小学校通学区域 都賀町合戦場（字並塚 947 番地 1～3 を除く。）、都賀町平川（字上河原 560 番地 1～3、5～11、字上河原 789 番地 1～15、17～36、字上河原 790 番地 2～3、字上河原 790 番地 5～14、16～24、27～37 を除く。）、都賀町升塚、都賀町家中の一部（字三ツ塚 1881 番地 1、字静川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚） ●栃木市立家中小学校通学区域 都賀町家中（字三ツ塚 1881 番地 1、字静川、字宝殿、字念仏塚、字屋治毛、字行人塚、字十三本 6366 番地 3、字蛭田、字永代 6621 番地 1、字永代 6622 番地 1～2、字永代 6623 番地 1～2 を除く。）、都賀町平川の一部（字上河原 560 番地 1～3、5～11、字上河原 789 番地 1～15、17～36、字上河原 790 番地 2～3、5～14、字上河原 790 番地 16～24、27～37）、都賀町原宿の一部（字神明 646 番地 4、字五反畑 654 番地 1、字五反畑 654 番地 4、字五反畑 689 番地 1、字永代 6621 番地 1、字永代 6622 番地 1～2、字永代 6623 番地 1～2） ●栃木市立赤津小学校通学区域 都賀町原宿（字神明 646 番地 4、字五反畑 654 番地 1、字五反畑 654 番地 4、字五反畑 689 番地 1、字五反畑 694 番地 8、字柳葉、字二本杉、字台を除く。）、都賀町木、都賀町久保、都賀町大橋、都賀町富張、都賀町深沢、都賀町大楠、都賀町家中の一部（字十三本 6364 番地、字十三本 6366 番地 3、字蛭田、字永代 6621 番地 1、字永代 6622 番地 3、字永代 6623 番地 1～2、字永代 6624 番地 1～2） ●栃木市立都賀中学校通学区域 都賀町合戦場、都賀町平川、都賀町升塚、都賀町家中、都賀町原宿、都賀町木、都賀町久保、都賀町大橋、都賀町富張、都賀町深沢、都賀町大楠			

現 況			具体的な調整内容
栃 木 市		岩 舟 町	
●栃木市立西方小学校通学区域 西方町金崎、西方町本城、西方町元、西方町金井、西方町本郷 ●栃木市立真名子小学校通学区域 西方町真名子 ●栃木市立西方中学校通学区域 西方町金崎、西方町本城、西方町元、西方町金井、西方町本郷、西方町真名子 ●栃木市立西方幼稚園通園区域 西方町金崎、西方町本城、西方町元、西方町金井、西方町本郷、西方町真名子			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-24 市町立学校の通学区域、学校名	関係項目	2 学校名
調整の方針	学校名については、現行のとおり新市において継続する。ただし、岩舟町立を栃木市立とする。		
	現 況		
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
	○栃木市立学校設置条例 栃木市立栃木中央小学校、栃木市立栃木第三小学校、栃木市立栃木第四小学校、栃木市立栃木第五小学校、栃木市立南小学校、 栃木市立大宮南小学校、栃木市立大宮北小学校、栃木市立皆川城東小学校、栃木市立吹上小学校、栃木市立千塚小学校、栃木 市立寺尾中央小学校、栃木市立寺尾南小学校、栃木市立国府南小学校、栃木市立国府北小学校、 栃木市立栃木東中学校、栃木市立栃木西中学校、栃木市立栃木南中学校、栃木市立東陽中学校、栃木市立皆川中学校、栃木市 立吹上中学校、栃木市立寺尾中学校 栃木市立大平東小学校、栃木市立大平南小学校、栃木市立大平西小学校、栃木市立大平中央小学校 栃木市立大平中学校、栃木市立大平南中学校 栃木市立都屋小学校、栃木市立藤岡小学校、栃木市立赤麻小学校、栃木市立三鴨小学校 栃木市立藤岡第一中学校、栃木市立藤岡第二中学校 栃木市立合戦場小学校、栃木市立家中小学校、栃木市立赤津小学校 栃木市立都賀中学校 栃木市立西方小学校、栃木市立真名子小学校 栃木市立西方中学校 栃木市立西方幼稚園	○岩舟町立学校の設置に関する 条例 岩舟町立岩舟小学校、岩舟町立静 和小学校、岩舟町立小野寺南小学 校、岩舟町立小野寺北小学校 岩舟町立岩舟中学校	現行のとおり新市にお いて継続する。

協議第 5 4 号

合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業について

学校教育事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 5 学校教育事業
調整方針	1 奨学金制度については、次のとおりとする。 (1) 奨学金貸付事業は、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 入学資金融資事業は、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 入学資金融資利子補給補助金は、栃木市の例により合併時に統合する。 2 外国語指導助手については、栃木市の例により合併時まで統合する。 3 特別支援教育については、栃木市の例により合併時まで統合する。 4 学校給食については、栃木市の例により合併時に統合する。

	5 スクールバスの運行については、現行のとおり新市において継続する。 6 臨海自然教室については、栃木市の例により合併時に統合する。 7 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業	関係項目	1 奨学金制度
調整の方針	奨学金制度については、次のとおりとする。 (1) 奨学金貸付事業は、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 入学資金融資事業は、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 入学資金融資利子補給補助金は、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
奨学金貸付事業	奨学金貸付事業		
・対象者	該当なし		
扶養者が市内に6カ月以上住所を有する方、経済的理由により、修学困難な方、高等学校、専修学校高等課程・専門課程、短期大学、大学に入学する方、在学中の方、他の奨学金貸付又は給付を受けていない方			
・貸付月額			
高等学校・専修学校高等課程	12,000円		
専修学校専門課程・短期大学・大学			
自宅通学	25,000円		
自宅外通学	30,000円		
・貸付 年2回			
6月下旬(4月～9月分)			
9月下旬(10月～3月分)			
・募集 年2回(春、秋)			
(春)11月中旬～2月上旬、(秋)6月中旬～7月中旬			
・栃木市奨学金基金条例、栃木市奨学金貸付条例、栃木市奨学金貸付条例施行規則による。			
具体的な調整内容		栃木市の例により合併時に統合する。	

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市			
入学資金融資 ・対象者 私立高等学校、私立短期大学、私立大学に入学される方の保護者又はこれに代わる方、市内に1年以上居住、市税を完納されている方 ・融資額 私立高等学校 20万円を限度 私立短期大学・私立大学 100万円を限度 ・募集期間 11月上旬～3月上旬 ・斡旋金融機関 足利銀行栃木支店 ・金利 年2.8％ 入学資金融資利子補給補助金 保護者の負担軽減を図るため、金利のうち2％分を補助する。 (H23年度10人) ・栃木市入学資金融資規則、栃木市入学資金利子補給金交付要綱による。	入学資金融資 該当なし 		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-25 学校教育事業		関係項目	2 外国語指導助手派遣事業
調整の方針		外国語指導助手については、栃木市の例により合併時までに統合する。			
		現 況			
		栃 木 市		岩 舟 町	
事業の内容 ・ 中学校 外国語の授業において、教科担任とのT T (ティームティーチング) による授業を行う。 ・ 小学校 外国語活動の時間や総合的な学習の時間において、学級担任とのT T (ティームティーチング) による授業を行う。 ALTについて ・ 人数…17人 (直接雇用13人、JET4人) ・ 国籍… (アメリカ 7人、フィリピン 5人、カナダ 3人、イギリス 2人)		事業の内容 ・ 中学校 主に外国語の授業において、ALTと教科担任とのT T (ティームティーチング) による授業を行う。 ・ 小学校 主に総合的な学習の時間において、ALTと学級担任とのT T (ティームティーチング) による授業を行う。 ALTについて ・ 人数…2人 (業務委託2人) ・ 国籍… (米国1人、英国1人)		具体的な調整内容 栃木市の例により合併時までに統合する。合併後も栃木市の制度として引き続き配置する。	
訪問について 市内40小中学校を17人の外国語指導助手が分担 (小学校担当10名、中学校担当7名) し、訪問している。 ・ 訪問日数… 3, 359日 (年間) ・ 授業数… 13, 436時間 (年間) 1日平均4時間		訪問について 町内5小中学校を、2人のALTで分担し、訪問している。 ・ 訪問日数… 430日 (年間) ・ 授業数… 1, 200時間 (年間) 1日平均4時間			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-25 学校教育事業	関係項目	3 特別支援教育
調整の方針		特別支援教育については、栃木市の例により合併時までに統合する。		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業	関係項目	4 学校給食
調整の方針	学校給食については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	
	栃 木 市	岩 舟 町	
実施学校	小学校 27 校 中学校 13 校	実施学校	小学校 4 校 中学校 1 校
学校給食費 ・ 月額	小学校児童 1 か月 4,100 円 × 11 か月 = 45,100 円 (平成 24 年度 1 食単価 230 円) 小学校職員 1 か月 4,500 円 × 11 か月 = 49,500 円 (平成 24 年度 1 食単価 250 円) 中学校生徒 1 か月 4,900 円 × 11 か月 = 53,900 円 (平成 24 年度 1 食単価 280 円) 中学校職員 1 か月 5,300 円 × 11 か月 = 58,300 円 (平成 24 年度 1 食単価 300 円)	学校給食費 ・ 月額	小学校児童 1 か月 4,400 円 × 11 か月 = 48,400 円 中学校生徒 1 か月 5,200 円 × 11 か月 = 57,200 円
・ 米飯加工補助	委託炊飯分の米飯加工賃を 1 食当たり 38 円補助する(委託炊飯校のみ)		
会計	公会計 保護者から徴収した給食費を賄材料費に充てている	会計	公会計 保護者から徴収した給食費を賄材料費に充てている。
集金	学校で集金した給食費を市の指定金融機関に入金してもらう。 納入義務者の指定する市指定金融機関及び収納代理金融機関の預金口座から振替納入する。(都賀地域)	集金	学校で集金した給食費を町の指定金融機関に入金してもらう。
方式	親子方式 11 施設 センター方式 3 施設	方式	単独校方式
			栃木市の例により合併時に統合する。 ただし、方式については、合併後に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-25 学校教育事業	関係項目	5 スクールバスの運行に関すること
調整の方針		スクールバスの運行については、現行のとおり新市において継続する。		
		現 況		
		栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
栃木地域		現行のとおり新市に引き継ぐ。		
・寺尾中央小学校				
遠距離通学支援の一環として、スクールバスの運行を行う。				
※平成26年度の統廃合実施に合わせ、運行エリアの見直しを予定。				
大平地域：該当なし				
藤岡地域				
・部屋小学校				
遠距離通学支援の一環として、スクールバスの運行を行う。				
都賀地域				
・赤津小学校				
遠距離通学支援の一環として、スクールバスの運行を行う。				
西方地域				
・真名子小学校				
遠距離通学支援の一環として、スクールバス（公用車）の運行を行う。				
※該当児童卒業のため、平成25年度より休止予定。				
その他				
児童及び生徒の団体輸送等で、運行管理者が教育上特に必要と認める場合				

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業	関係項目	6 臨海自然教室
調整の方針	臨海自然教室については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
事業の内容 児童が、海や海に関する自然や産業・文化等にふれることにより、自然への理解を深める。 実施校 ・平成22年度 小学校 24校 ・平成23年度 小学校 22校 実施期間 県の割り振りにより実施 経費 自動車借上料及びリネン代 5,821千円 個人負担金 バス代 1,000円/人		事業の内容 児童が、海や海に関する自然や産業・文化等にふれることにより、自然への理解を深める。 実施校 ・平成22年度 小学校 4校 ・平成23年度 実施なし（東日本大震災により中止） 実施時期 県の割り振りにより実施 経費 自動車借上料及びリネン代 783千円 個人負担金 なし 平成24年度予定 臨海自然教室の代替として、国立赤城青少年交流の家で実施予定 平成25年度予定 臨海自然教室を実施予定	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-25 学校教育事業	関係項目	7 要保護・準要保護児童生徒の就学援助に関すること
調整の方針	要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
事業目的 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品費、医療費及び学校給食等必要な援助を行う地方公共団体に對し国がその一部を援助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資する。	事業目的 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品費、医療費及び学校給食等必要な援助を行う地方公共団体に對し国がその一部を援助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資する。	事業目的 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、学用品費、医療費及び学校給食等必要な援助を行う地方公共団体に對し国がその一部を援助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資する。	栃木市の例により合併時に統合する。
事業内容 ・支給対象となる費目及び支給時期 学用品費 年3回 学校給食費 年3回 (新規は随時) 通学用品費 年3回 修学旅行費 年1回 校外活動費 年3回 医療費 医療券交付に基づきその都度 新入学学用品 年1回 (新1年生のみ)	事業内容 ・支給対象となる費目及び支給時期 学用品費 年3回 学校給食費 年3回 (新規は随時) 通学用品費 年3回 修学旅行費 年1回 校外活動費 年3回 医療費 医療券交付に基づきその都度 新入学学用品 年1回 (新1年生のみ)	事業内容 ・支給対象となる費目及び支給時期 学用品費 年3回 学校給食費 年3回 (新規は随時) 通学用品費 年3回 修学旅行費 年1回 校外活動費 年3回 医療費 医療券交付に基づきその都度 新入学学用品 年1回 (新1年生のみ)	事業内容 ・支給対象となる費目及び支給時期 学用品費 年3回 学校給食費 年3回 (新規は随時) 通学用品費 年3回 修学旅行費 年1回 校外活動費 年3回 医療費 医療券交付に基づきその都度 新入学学用品 年1回 (新1年生のみ)
・支給金額 国の補助基準単価と同じ ・準要保護児童生徒の認定基準 世帯の総所得額が生活保護基準額の「1.2倍以下」であれば認定。	・支給金額 国の補助基準単価と同じ ・準要保護児童生徒の認定基準 世帯の総所得額が生活保護基準額の「1.2倍以下」であれば認定。	・支給金額 国の補助基準単価と同じ ・準要保護児童生徒の認定基準 生保の停止または廃止となった者 地方税法、国民年金法または国民健康保険法の規定において、非課税、免除、減免または徴収の猶予等に該当している者 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者 など	・支給金額 国の補助基準単価と同じ ・準要保護児童生徒の認定基準 生保の停止または廃止となった者 地方税法、国民年金法または国民健康保険法の規定において、非課税、免除、減免または徴収の猶予等に該当している者 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者 など
・平成22年度 支給対象児童・生徒数 児童 271人 (栃木：175人 大平：48人 藤岡：15人 都賀：23人 西方：10人) 生徒 217人 (栃木：137人 大平：36人 藤岡：16人 都賀：17人 西方：11人)	・平成22年度 支給対象児童・生徒数 児童 271人 (栃木：175人 大平：48人 藤岡：15人 都賀：23人 西方：10人) 生徒 217人 (栃木：137人 大平：36人 藤岡：16人 都賀：17人 西方：11人)	・平成22年度 支給対象児童・生徒数 児童 24人 生徒 12人	・平成22年度 支給対象児童・生徒数 児童 24人 生徒 12人
・平成23年度 当初予算額 36,921千円 (栃木：23,317千円 大平：5,511千円 藤岡：3,677千円 都賀：2,603千円 西方：1,813千円)	・平成23年度 当初予算額 36,921千円 (栃木：23,317千円 大平：5,511千円 藤岡：3,677千円 都賀：2,603千円 西方：1,813千円)	・平成23年度 当初予算額 2,721千円	・平成23年度 当初予算額 2,721千円
・平成23年度 国庫補助金額 457千円 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金 補助対象経費の1/2以内	・平成23年度 国庫補助金額 457千円 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金 補助対象経費の1/2以内	・平成23年度 国庫補助金額 28千円 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金 補助対象経費の1/2以内	・平成23年度 国庫補助金額 28千円 要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金 補助対象経費の1/2以内

協議第6号（継続協議－2）

合併協定項目26 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（素案）について、別冊のとおり協議を求める。

平成24年9月26日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成24年 2月17日（継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議スケジュール

